自由金利型定期預金(大口定期)規定

1. (取扱店の範囲)

(1) 個人のお客さま

この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れができます。

(2) 団体のお客さま

この預金は、当店でのみ預入れができます。また、この規定に定める自動継続の停止、口座の解約、書替継続、預入の解約、届出事項の変更、通帳・証書の再発行等についても当店でのみ取扱います。

2. (預金の支払時期等、自動継続)

(1) 預金の支払時期等

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。なお、満期日 自動解約入金方式(通帳口)の場合には、満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指 定された預金口座に入金するものとします。また、後記(2)の自動継続の場合は、継続停止 の申出があった場合に満期日以後に支払います。

(2) 自動継続

- ① 自動継続の場合、この預金は通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金 利型定期預金に元金または元利金で自動的に継続します。継続された預金についても同様 とします。
- ② この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この 預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前日までにその旨を 当店または当金庫本支店に申出てください。

3. (証券類の受入れ)

当金庫が証券類の受入れを認めた場合は、次のとおり取扱います。

- ① 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、 通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、または証書と引換えに受入店で返却します。

4. (利息)

「非自動継続式の場合]

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率 (以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払い ます。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日と したこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された

方法により次のとおり支払います。

- A. 中間払利息を現金で受取る場合または指定口座に入金できない場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)を差引いた利息の 残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 6(4)の規定によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「中途解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と中途解約利息との差額を清算します。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

30%のいずれか低い利率

B. 6 か月以上1年未満 約定利率×50%

C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこ の預金の場合

A. 1年未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

20%のいずれか低い利率

B. 1年以上1年6か月未満約定利率×40%C. 1年6か月以上2年未満約定利率×50%

D. 2年以上4年未満 約定利率×70%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこ の預金の場合

A. 1年6か月未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

10%のいずれか低い利率

10%のいずれか低い利率

B. 1年6か月以上2年6か月未満 約定利率×20%

C. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%D. 3年以上5年未満 約定利率×60%

④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこ の預金の場合

A. 1年6か月未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

B. 1年6か月以上3年未満 約定利率×20%
C. 3年以上4年未満 約定利率×40%
D. 4年以上7年未満 約定利率×70%

⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金の場合

A. 1年未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

10%のいずれか低い利率

B. 1年以上1年6か月未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

20%のいずれか低い利率

C. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%

D. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%

E. 2年6か月以上3年未満 約定利率×50%

F. 3年以上4年未満 約定利率×60%

G. 4年以上5年未満 約定利率×70%

H. 5年以上6年未満 約定利率×80%

I. 6年以上10年未満 約定利率×90%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 1年未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

5%のいずれか低い利率

B. 1年以上2年未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

10%のいずれか低い利率

C. 2年以上3年未満 解約日における普通預金の利率または約定利率×

20%のいずれか低い利率

D. 3年以上4年未満 約定利率×30%

E. 4年以上5年未満 約定利率×40%

F. 5年以上6年未満 約定利率×50%

G. 6年以上7年未満 約定利率×60%

H. 7年以上8年未満 約定利率×70%

I.8年以上9年未満 約定利率×80%

J. 9年以上10年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

「自動継続式の場合]

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下後記(2)まで同じです。) から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率(継続後の預金については前記 2(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の

預金の利率に当金庫所定の割合を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、 各中間利払日に支払います。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、 または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までを満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の 印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの 預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日 の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算しま す。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 6(4)の規定によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「中途解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および預入期間に応じて、前記[非自動継続式の場合](3)に定める利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額)と中途解約利息との差額を清算します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 6(4) ①から③のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後 記 6(4) ①から③の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするも のとします。

6. (口座の解約、書替継続)

- (1) この預金口座の解約または書替継続は、当店のほか当金庫本支店で取扱います。
- (2) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の解約請求書または払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店または当金庫本支店に提出してください。
- (3) 前記(2)の預金口座の解約または書替継続の手続に加え、当該預金口座の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

- (4) 次の①から③の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団 等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、ま たは次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫 の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (5) この預金が、残高がないまま当金庫所定の期間を経過した場合には、当金庫はこの預金口座を解約することができるものとします。

7. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (預入の解約)

- (1) この預金は、通帳口の場合には、預入れ元金の解約(以下「預入の解約」といいます。) ができます。
- (2) 預入の解約は、当店のほか当金庫本支店および提携金庫で取扱うことができます。なお、 提携金庫の店舗で預入の解約をする場合には提携金庫の手続によることとし、その金額は提 携金庫が定める金額を限度とします。また提携金庫が利用手数料を定めているときは、所定 の利用手数料を支払ってください。
- (3) 前記 2(1)の満期日自動解約入金方式以外の方法で預入の解約をするときは、当金庫所定の 払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金

庫に提出してください。

(4) 前記(3)の預入の解約の手続に加え、当該預金の預入の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。 この場合、当金庫または提携金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは預入の解約を行いません。

9. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳または証書を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を もって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造そ の他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 前記2にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または証書は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。た

だし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金 庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する手数料等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の改定)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、改定できるものとします。
- (2) 改定後の規定については、公表の際に定めた適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

以上